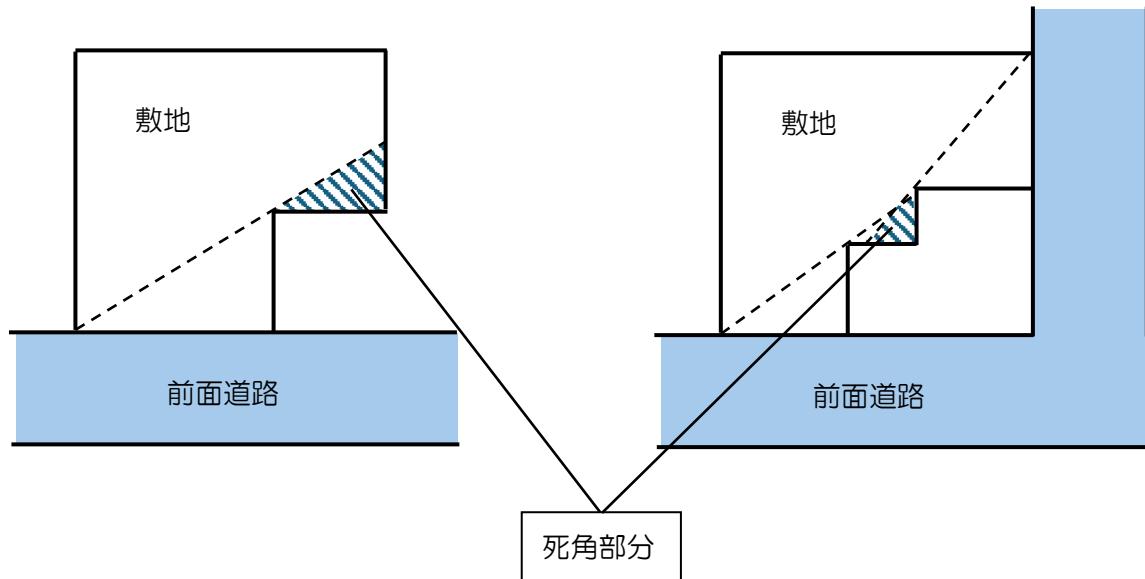


目黒区	関係法令
路地状敷地の考え方	東京都建築安全条例第3条

路地状敷地とは、原則として、道路から見通せない死角部分がある敷地をいう。

【路地状敷地として扱う敷地の例】



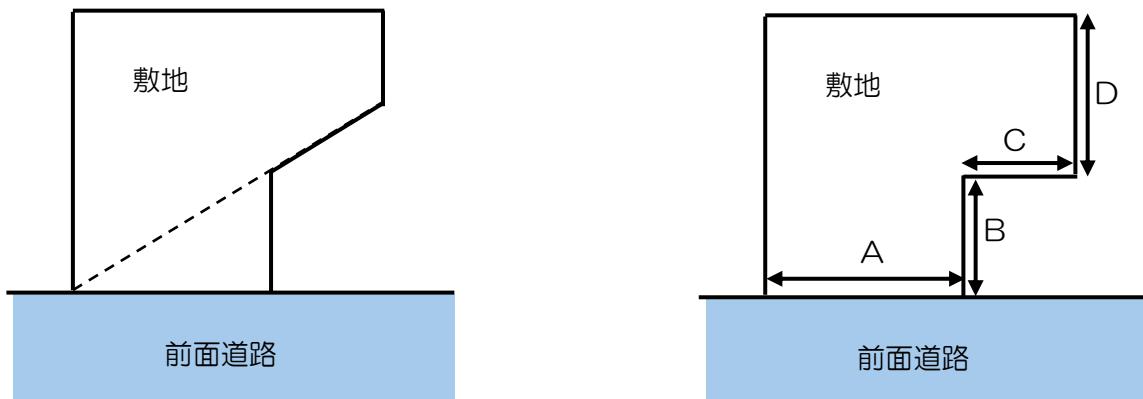
【路地状敷地として扱わない敷地の例】

②下記のいずれかの式に該当する敷地

①死角の発生しない敷地

$$C \leq A/2 \text{かつ} B \geq C$$

$$C \leq A/2 \text{かつ} D \leq A$$



※敷地形状が複雑なものについては、事前に協議を行うこと。

※これらの取扱いについては目黒区において建築確認を受ける場合の取扱いであり、指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、申請先の機関に確認すること。